

第10回 京都府営水道事業経営審議会

日 時：令和3年1月27日（水）

午後2時から3時半まで

場 所：京都ガーデンパレスホテル

2階「葵の間」

次 第

1 開 会

2 議 題

「新・京都府営水道ビジョン（仮称）」策定に向けた検討部会の設置について

3 報告事項

（1）京都府水道施策に関する意見聴取会議の開催結果について

（2）京都府営水道アセットマネジメント検討業務について

（3）京都府営水道事業の経営状況等について（経営レポートの改訂等）

4 閉 会

京都府営水道事業経営審議会委員名簿

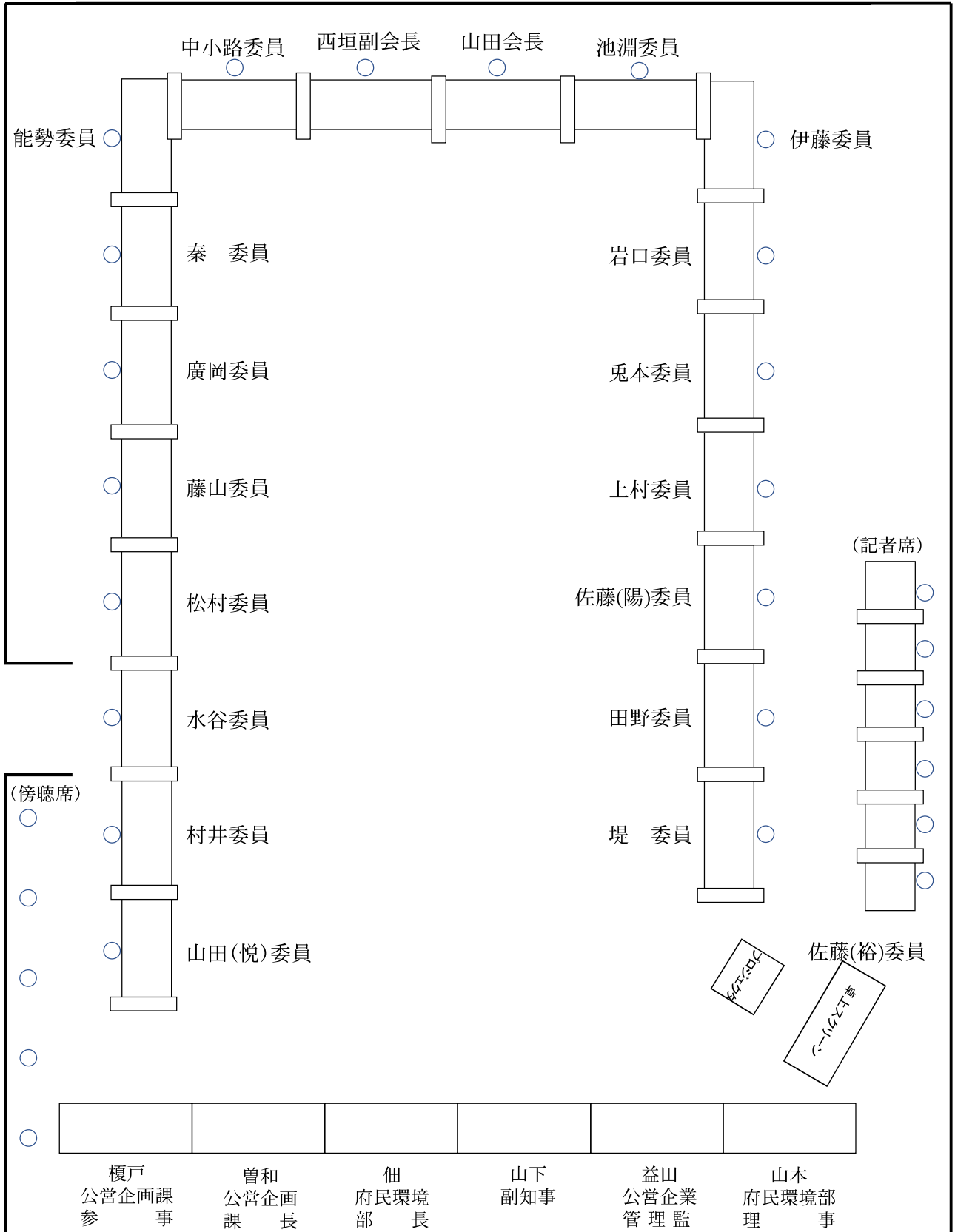
(五十音順、敬称略)

氏 名	役 職
池 淵 周 一	京 都 大 学 名 誉 教 授
伊 藤 禎 彦	京 都 大 学 大 学 院 工 学 研 究 科 教 授
岩 口 佳 子	京 都 府 女 性 の 船 「ス テ ッ プ あ け ぼ の」 相 楽 支 部 員
兔 本 和 久	京 都 府 議 会 議 員
上 村 崇	京 田 辺 市 長
佐 藤 裕 弥	早 稲 田 大 学 研 究 院 准 教 授 早 稲 田 大 学 総 合 研 究 機 構 水 循 環 シ ス テ ム 研 究 所 主 任 研 究 員
佐 藤 陽 子	公 認 会 計 士
田 野 照 子	八 幡 市 女 性 会 会 長
堤 淳 太	京 都 府 議 会 議 員
中 小 路 健 吾	長 岡 京 市 長
西 垣 泰 幸	龍 谷 大 学 経 済 学 部 教 授
能 勢 昌 博	京 都 府 議 会 議 員
秦 陽 子	長 岡 京 市 女 性 の 会 顧 問
廣 岡 和 晃	日 本 労 働 組 合 総 連 合 会 京 都 府 連 合 会 会 長
藤 山 裕 紀 子	京 都 府 議 会 議 員
松 村 淳 子	宇 治 市 長
水 谷 修	京 都 府 議 会 議 員
村 井 弘	京 都 府 議 会 議 員
山 田 悦	京 都 工 芸 繊 維 大 学 名 誉 教 授
山 田 淳	立 命 館 大 学 名 誉 教 授

※任期：令和元年7月1日～令和3年6月30日 [2年]

第10回京都府営水道事業経営審議会 配席図

令和3年1月27日(水)
京都ガーデンパレス「葵の間」



□ : 仕切り板

〈 資 料 〉

議題

「新・京都府営水道ビジョン（仮称）」策定に向けた検討部会の設置について

- 新・京都府営水道ビジョン(仮称)の策定について …資料 1
- 新・京都府営水道ビジョン(仮称)の位置づけ …資料 1-1
- 新・京都府営水道ビジョン(仮称)の構成(骨子案) …資料 1-2
- 委員名簿(案) …資料 1-3
- 新・京都府営水道ビジョン(仮称)策定スケジュール案 …資料 2

報告事項

- (1) 京都府水道施策に関する意見聴取会議の開催結果について …資料 3
- (2) 京都府営水道アセットマネジメント検討業務について …資料 4
- (3) 京都府営水道事業の経営状況等について（経営レポートの改訂等）
 - 京都府営水道事業の経営状況について …資料 5-1
 - 京都府営水道経営レポート（改訂版） …資料 5-2

参考資料

- 京都府公営企業の設置等に関する条例（抜粋）
- 京都府公営企業の組織等に関する規程（抜粋）

新・京都府営水道ビジョン(仮称)の策定について

令和3年1月

公営企画課

1 趣旨

- 京都府営水道ビジョン(平成30年3月改訂)の計画期間が令和4年度末に終了することから「新・京都府営水道ビジョン(仮称)」を策定。
- 策定に当たっては、経営審議会第2次答申「持続可能な府営水道のあり方について」を踏まえ、「府営水道と受水市町の適正な施設整備等の検討」や「広域連携・広域化の推進」など経営基盤強化に向け、今後の府営水道が取り組むべき課題と対応方針を定める。
- 従来、府営水道ビジョンとは別に、5年単位で、経営分析並びに今後の収支計画及び主な取組をまとめていた「経営レポート」を統合し、総務省が策定を求める経営戦略として位置づける。

2 主な検討事項

別紙「新・京都府営水道ビジョン(仮称)の構成(骨子案)」のとおり

3 対象期間

令和5～14年度

4 「京都府営水道ビジョン検討部会」の設置

第10回京都府営水道事業経営審議会の承認を経て、部会を設置。

- ・部会委員：別紙(案)のとおり
- ・期間：令和2～4年度 (開催：計7回程度)

5 スケジュール

令和4年度末策定

2年度：検討部会の設置

4年度：パブリックコメント実施、最終とりまとめを経て公表

新・京都府営水道ビジョン(仮称)の位置付け

計画名称	位置付け	計 画 期 間 等														
		平成 30	令和 元	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14
京都水道グランドデザイン <small>(都道府県として策定が求められる)</small>	都道府県版の水道ビジョンとして、府内全域の水道事業の方向性を示す ◇ 水道基盤強化に向けた取組項目と目標の設定(安全性、危機管理、持続性) ◇ 広域化・広域連携の推進・圏域の設定					R 1	~	R 10								
水道広域化推進プラン <small>(都道府県として策定が求められる)</small>	府内全域を対象に、市町村の区域を越えた水道事業の多様な広域化を推進するため、広域化の推進方針や当面の具体的取組の内容を定めるもの <small>(総務省が令和4年度末までの策定を要請)</small>										R 5	~	R 10			
新・京都府営水道ビジョン(仮称) <small>(水道事業者として策定が求められる)</small>	京都府水道用水供給事業を经营する上で取り組むべき、様々な課題の解決に向けた指針と方策を示す ◇ 現状と課題の分析、事業の見通し ◇ 将来に向けての取組(安心、強靱、持続)															
府営水道経営レポート <small>(水道事業者として策定が求められる)</small>	京都府営水道ビジョンにおける取組を推進するための収支計画を補完するもの ◇ 経営分析 ◇ 主な取組(投資計画等)と収支計画															

(別紙)

新・京都府営水道ビジョン(仮称)の構成(骨子案)

第1章 新ビジョンの策定趣旨(取組期間10年)	
1	趣旨
2	策定の手順等
第2章 府営水道の現状と課題	
1	事業概要(給水人口、浄水施設、水源、料金等)
2	職員体制と年齢構成
3	現行ビジョンの評価と課題
第3章 府営水道の今後に向けた取組(将来像)	
1	事業の見通し(給水人口、水需要、料金、組織等)
2	今後に向けた取組(安心、強靱、持続)
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 安心: 安心安全でおいしい水の提供 ・ 強靱: 災害に強い水道施設(老朽化・耐震化対策等) ・ 持続: 経営の健全化、業務の効率化、人材育成 <p>(広域連携・広域化の検討、公民連携、経営問題等)</p>
第4章 経営戦略	
1	各種経営指標
2	取組期間中の主な設備投資計画
3	取組期間中の財源、収支計画
第5章 フォローアップ	
	モニタリング、ビジョンの見直し

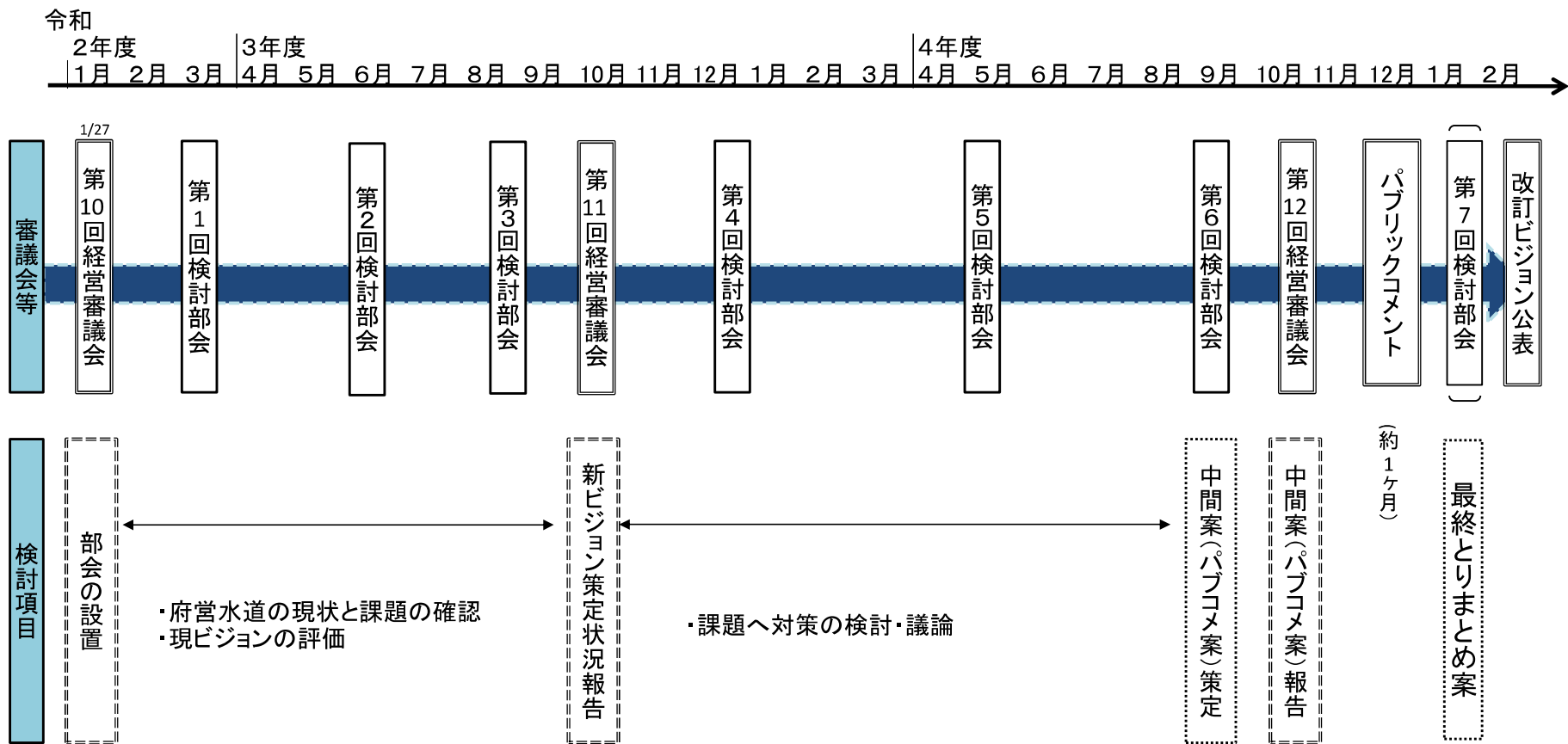
新・京都府営水道ビジョン(仮称)検討部会 委員名簿(案)

(五十音順、敬称略)

	氏名	役職
審議会委員	池淵 周一	京都大学名誉教授
	佐藤 陽子	公認会計士
	田野 照子	八幡市女性会会長
	西垣 泰幸	龍谷大学経済学部教授 (経営審議会副会長)
	山田 淳	立命館大学名誉教授 (経営審議会会長)
専門委員	越後 信哉	京都大学工学部准教授
	笠原 伸介	大阪工業大学工学部教授
	小林 千春	同志社大学経済学部教授
	平山 修久	名古屋大学減災連携研究センター准教授

新・京都府営水道ビジョン(仮称)策定スケジュール案

資料2



京都府水道施策に関する意見聴取会議の開催について

令和 2 年 12 月
府 民 環 境 部

京都水道グランドデザイン※に基づき、京都府及び水道事業者が水道の基盤強化に向けて実施している事業や取組についての確認と評価のため、第三者の視点から意見聴取を行うとともに、府内の水道事業全体の基盤強化、持続可能な事業のあり方に向けた、新たな視点からの意見聴取を行うため、水道施策に関する意見聴取会議を開催したので、御報告します。

※ 京都水道グランドデザイン

府内全域の水道事業の方向性を示す、都道府県版水道ビジョンとして平成 30 年 11 月に策定しました。
将来にわたる安心・安全な水道水の供給体制を構築するため、将来の目指すべき姿や課題解決に向けた方策について、事業者共通の目標を示すものです。

1 開催結果

- (1) 日 時 令和 2 年 10 月 29 日（木）午前 10 時から午前 11 時 50 分
- (2) 会 場 京都経済センター会議室 4-B
- (3) 出席者

【委員】

山田 淳 立命館大学名誉教授

（グランドデザイン検討委員会座長、府営水道経営審議会会長、府営水道ビジョン検討部会委員）

浦上拓也 近畿大学経営学部教授

（グランドデザイン検討委員会委員）

佐藤裕弥 早稲田大学大学院総合研究機構水循環システム研究所 准教授

（府営水道経営審議会委員、府営水道ビジョン検討部会委員）

東 博暢 株式会社日本総合研究所 プリンシパル

大橋一夫 京都府市長会代表、福知山市長（※欠席：事前に意見提出）

吉本秀樹 京都府町村会代表、伊根町長（※上山副町長が代理出席）

【京都府】

府民環境部長、公営企業管理監兼副部長、公営企画課長ほか

(4) 議事の概要

京都水道グランドデザインの取組状況について府から説明を行い、各委員からの意見聴取及び意見交換を実施

2 主な意見等

<課題の抽出・分析>

- 水道料金を安くして欲しいという社会的要請があり、コロナ禍の中で多くの自治体が料金減免を実施したが、そのために将来に負担を押しつけることのないよう、水道が抱える潜在的なリスクについても伝えていく必要がある。これからはより中長期の課題を数字や金額で可視化させ、住民等と共有して、取組の方向性を検討すべきである。
- 個別の団体の職員は限られているため、団体同士が連携し、人材その他の経営資源を有効活用する体制を検討すべきである。

<広域連携・広域化>

- 水道事業の広域連携等に対するスタンスは自治体によって様々であり、京都府が広域的に水道事業を見据え、地域にとって最適な広域連携の検討・議論が進むように、適宜具体的な情報提供と助言等を行うとともに、強力なリーダーシップをとっていただきたい。また、広域連携に積極的に取り組む自治体に対する補助制度の創設など、財政支援策を講じられたい。
- 住民への丁寧な説明が重要なポイントであり、広域連携等についてもメリットとデメリットを十分に説明して、行政に対する信頼感を持っていただけるよう、積極的な広報を講じられたい。
- 全国的には岩手や香川など広域化の先進事例があるが、どこも10年以上の時間がかかり、強力なリーダーシップを発揮する車のエンジンの役割のような人物がいた。今後もスピード感を意識して、また、エンジンとなる人物がいなければ、京都府がその役割を果たして、しっかりと水道事業を将来世代に引き継いでいっていただきたい。
- 広域的連携等推進協議会において、各事業者は広域連携について概ね肯定的である一方、スケジュール感などで温度差がある。これらをどう調整していくのか、今後、府営水道経営及び水道行政政策の中で、小規模事業者の要望や意見をいかにくみ上げていくかが重要。小規模な事業者が抱える問題を誰がどのように一緒に考えていけるのかが、将来の広域連携の着眼点の一つである。
- 府営水道アセットマネジメント検討業務では、市町の様々な条件や制約をなくせば何が最適かとの検討がなされており、大きな進歩であるが、その中で生じる事業者間の格差をどう埋めていくかは大きな課題。

<官民連携>

- 民営化や官民連携について正しく理解されていないことがあり、少しずつでも理解が進むよう繰り返し丁寧に説明していくことが必要。コンセッション方式も含めた様々な官民連携の選択肢がある中で、何が地域や事業者に望ましいあり方なのかという議論をすべきである。

<新技術・スマートシティー>

- 国のスマートシティー政策においては、これまで地下インフラにはあまり触れられていないが、都市計画と水道事業も含めた地下インフラは一体的に考えていく必要がある。世の中の変化が激しく、人口も減少する中、まちづくり全体の中で、水道事業をどう位置付けるのかという観点が重要。
- 経営に関して、広域化のスケールメリットを活かしてコストを減らすというのは、手っ取り早くできる議論であるが、水道事業だけで見ると選択肢が限られる。AIやIoTを活用した産業政策とも組み合わせるなど、もっと他分野・産業に波及させることを検討すべきである。
- デジタル投資の初期コストはかかるが、向こう30年50年のスパンで見るときオペレーションコストは一気に下がるといった、デジタルシフトのタイミングを見極めて実施することが重要。

事 項	京都府営水道アセットマネジメント検討業務			
予 算	平成30年度	25,000千円	令和元年度	31,000千円
対 象	府営水道及び受水10市町		京都府営水道事業及び宇治市、城陽市、八幡市、久御山町、京田辺市、木津川市、精華町、向日市、長岡京市、大山崎町の上水道事業	
業務概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 府営水道と受水10市町を対象に、将来（40年後）の水需要予測と施設の更新需要を分析し、給水原価を推計（H30） ・ コスト削減とリスクマネジメントのバランスを考慮した施設の適正配置等を検討（R1） 			
検討結果概要	<p>◆ 府営水道、受水市町を取り巻く現状と課題</p> <div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-right: 20px;"> <ul style="list-style-type: none"> ・ 施設老朽化による更新需要が今後も増加 ・ 40年後(2057年)の水需要は、約31%減少 ・ 現状の施設規模を維持した場合の施設予備力 26 % ⇒ 40年後は 49% に増大 </div> <div style="font-size: 2em; color: blue; margin-right: 20px;">➡</div> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>施設規模の適正化が必要だが、 更なる適正化には事業体境界を 超えた検討が必要</p> </div> </div> <p>◆ 府営水道と受水市町の適正な施設規模の検討</p> <p>～ コスト削減とリスクマネジメントのバランスのとれた適正な施設規模と配置のあり方の検討～</p> <div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-right: 20px;"> <p>施設予備力を現行同水準となるよう合理化</p> <p>リスク発生時※でも、日平均給水量を確保</p> </div> <div style="font-size: 2em; color: blue; margin-right: 20px;">➡</div> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>現状 21浄水場 ⇒ 9～13 浄水場に削減可能 建設改良費（40年間）：約100億円削減可能</p> </div> </div> <p style="font-size: 0.8em; margin-top: 5px;">※ 地震、浸水、土砂、濁水、電源喪失</p>			

京都府営水道経営審議会第2次答申（要旨抜粋）

○持続可能な府営水道の実現のための指標

- ・ 水需要予測やアセットマネジメント検討の結果、水需要の減少と給水原価の上昇が見込まれることが明らかになったことから、コストとリスクマネジメントのバランスがとれた府営水道と受水市町全体での適正な施設の規模や配置を検討して、具体化に向けた取組を進めることが重要。
- ・ 地域の水道事業を守るという共通の目的の下、水道事業関係者が広域連携・広域化に向けて真摯に議論されることを願う。

京都府営水道事業の経営状況について

(経営レポートの検証と改訂)

令和3年1月
京都府府民環境部

1

令和元年度決算

項目	[収益的収支]		(税抜き)	
	令和元年度 (A)	平成30年度 (B)	差(A)-(B)	
年間給水量	千m ³ 40,086	千m ³ 39,979	千m ³ 107	
① 収益的収入	百万円 4,965	百万円 4,979	百万円 △ 14	
給水収益	4,522	4,494	28	
他会計補助金	24	36	△ 12	
その他	419	449	△ 30	
② 収益的支出	4,787	4,911	△ 124	
人件費	448	519	△ 71	
維持管理費	1,004	911	93	
ダム管理費	293	305	△ 12	
減価償却費	2,606	2,671	△ 65	
支払利息	436	505	△ 69	
③ 収益的収支差引 ①-②	178	68	110	
④ 資金残高	2,675	2,542	133	

・年間総給水量:対前年度決算比0.3%増の4,008万6千立方メートル。

・給水収益:対前年度比0.6%増の45億22百万円。

・収益的収入:対前年度比0.3%減の49億65百万円。
(補助金を受けた資産の償却終了に伴う長期前受金戻入の減など)

・収益的支出:対前年度比2.5%減の47億87百万円。
(退職給付費、償却期間終了に伴う減価償却費及び高金利企業債の償還が進んだことによる企業債利息の減など)

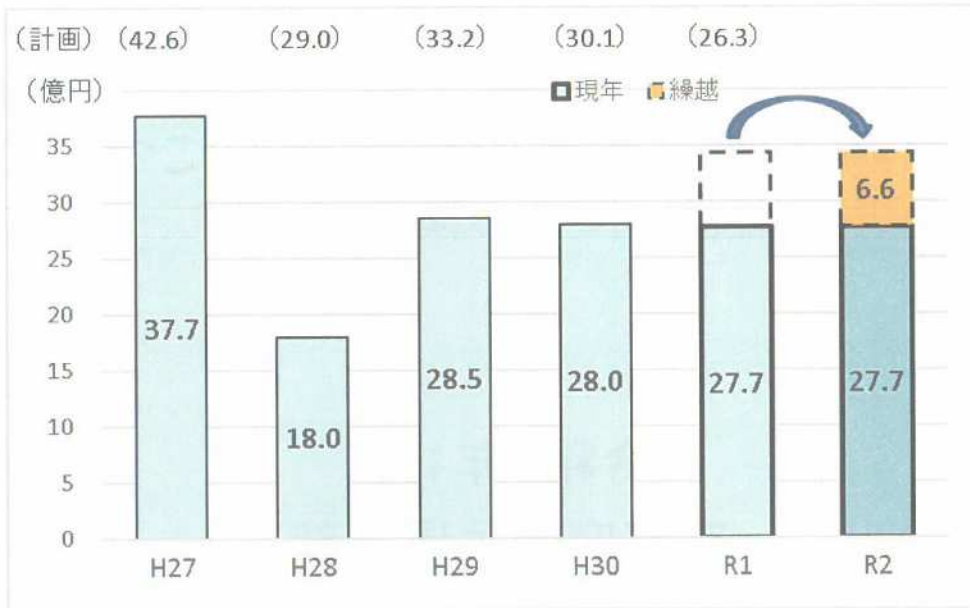
・収益的収支差引:178百万円の黒字。

・資金残高:対前年度比5.2%増の26億75百万円。

(注)・「その他」:長期前受金戻入、水質検査受託費等の合計額
・「維持管理費」:修繕費、薬品費、動力費、委託費等の合計額

2

改良事業費の状況



- 改良事業費は、主に施設の老朽化対策・耐震化事業に係る費用。
- R1は、H30繰越分12.6億を含めた27.7億の事業執行。
- 6.6億円（宇治系送水管路更新・耐震化工事費等）をR2に繰越。
- R2見込み額は、宇治系送水管路更新・耐震化事業や乙訓浄水場中央監視制御装置更新工事等により27.7億円。国庫補助金の活用等により経費削減に努めている。

3

経営レポートの改訂

京都府営水道

◆ 京都府営水道ビジョン(取組指針)

・答申で示された課題解決のための取組の方向性

◆ 京都府営水道経営レポート(経営分析及び収支計画)

・府営水道の経営分析
・ビジョンで示された課題解決推進のための収支計画

計画期間満了のため、
第2次答申に沿った内容
で収支計画を延長

年度	R元	R2	R3	R4	R5	R6	R7~
料金算定期間	→	←					←
(取組指針) 府営水道ビジョン(改訂版)(平成30年4月~)				→			
(収支計画) 経営レポート(平成27年4月~)	→						
経営レポート(改訂版)(令和2年4月~)	●	→					→
(取組指針・収支計画) 新・府営水道ビジョン(仮称)					→		→

4

H27~R元の計画値との比較

項目	H27~R元		差 (B)-(A)
	計画値 合計(A)	実績値 合計(B)	
年間給水量	千m ³ 194,401	千m ³ 200,370	千m ³ 5,969
① 収益的収入	百万円 24,768	百万円 24,975	百万円 207
給水収益	22,296	22,399	103
他会計補助金	304	276	△ 28
その他	2,168	2,300	132
② 収益的支出	24,750	24,668	△ 82
人件費	2,336	2,403	67
維持管理費	4,481	4,623	142
ダム管理費	1,355	1,452	97
減価償却費	13,308	13,220	△ 88
支払利息	3,270	2,970	△ 300
③ 収益的収支差引 ①-②	18	307	289
項目	R元		差 (B)-(A)
	計画値(A)	実績値(B)	
④ 資金残高	百万円 1,500	百万円 2,675	百万円 1,175

- ・**総給水量**: 対計画値比5,969千m³(3.1%)増の2億37万立方メートル。
- ・**給水収益**: 対計画値比 1億3百万円(0.5%)増の223億9千9百万円。
- ・**収益的収入**: 給水収益及びその他(水質検査受託費)の増などにより、対計画値比 2億7百万円(0.8%)増の 249億7千5百万円。
- ・**収益的支出**: 支払利息の減などにより、対計画値比 8千2百万円(0.3%)減の 246億6千8百万円。
- ・**収益的収支差引**: 2億8千9百万円の黒字。
- ・**資金残高**: 対計画値比 11億7千5百万円増の 26億7千5百万円。

(注) ・「その他」: 長期前受金戻入、水質検査受託費等の合計額
 ・「維持管理費」: 修繕費、薬品費、動力費、委託費等の合計額
 ・計画値: 「経営レポート」策定時のH27~R元年度見込み値

5

H27~R元の主な改良事業(実績)

老朽化対策及び耐震化等改良事業

宇治浄水場	木津浄水場	
自家発電設備整備	ろ過池機械設備更新	
排水処理施設更新	自家発電設備更新	
中央監視制御装置更新	遠方監視制御装置更新	
乙訓浄水場	その他	管路の老朽化対策・耐震化
沈殿池・浄水池耐震化	水質分析機器更新	宇治系管路の更新・耐震化
自家発電設備整備		
中央監視設備更新		

経営レポートに記載の事業を、計画的に実施

6

現状の全国平均値との比較



取組期間中(R2~R6)の主な取組

経費抑制の取組

- 施設の長寿命化を重視した設備診断等の点検により効率的な修繕を実施します。

老朽化対策及び耐震化等改良事業の取組

- 施設更新は、法定耐用年数を超過した資産が相当な割合にのぼることから、浄水場施設や管路の更新需要の平準化を行い、計画的に老朽化対策を行います。
- 送水管路の更新・耐震化は多額の費用と長期の事業期間が必要であるため、老朽化更新とも整合を図りながら耐震化を図ります。

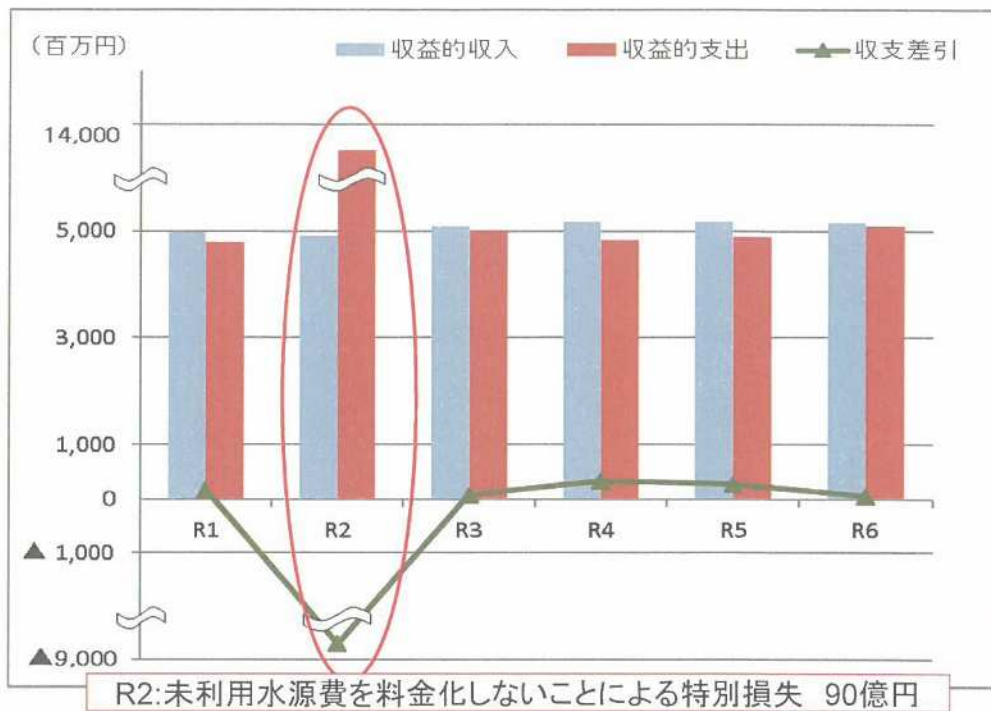
○施設の老朽化対策、電源喪失への備え

宇治浄水場	木津浄水場	乙訓浄水場	その他
活性炭処理設備更新	ろ過池機械設備更新	自家発電設備整備	水質分析機器更新
計測設備更新	遠方監視制御装置更新	中央監視制御設備更新	

○管路の老朽化対策・耐震化

宇治系管路の更新・耐震化、木津系管路の更新・耐震化

今後の経営見通し(収益的収支)



- R2の特別損失を除けば、収支差引は全期間で黒字確保の見込み

9

今後の経営見通し(累積欠損金)



- R2未利用水源費の未料金化による特別損失の増加分を除けば、緩やかに減少傾向
- 減資による累積欠損金解消を検討

10

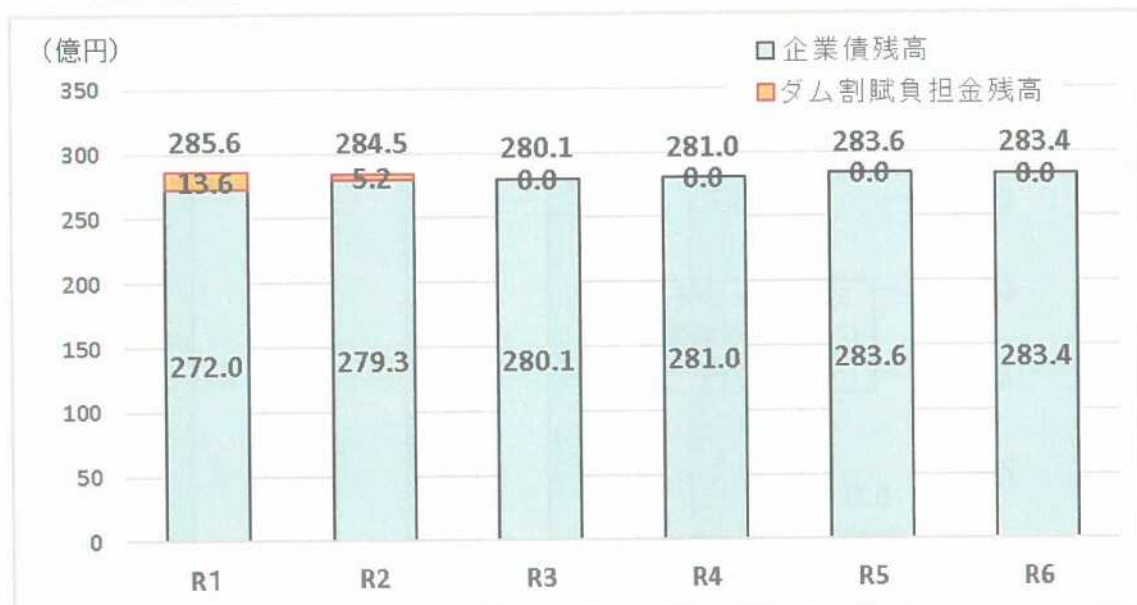
今後の経営見通し(改良事業費)



- 今後5年間の改良事業費は、宇治系送水管路更新・耐震化及び木津系送水管路更新・耐震化事業及び活性炭処理設備更新等の老朽化設備更新事業の費用 (R2、R3は天ヶ瀬ダム再開発負担金を含む)

11

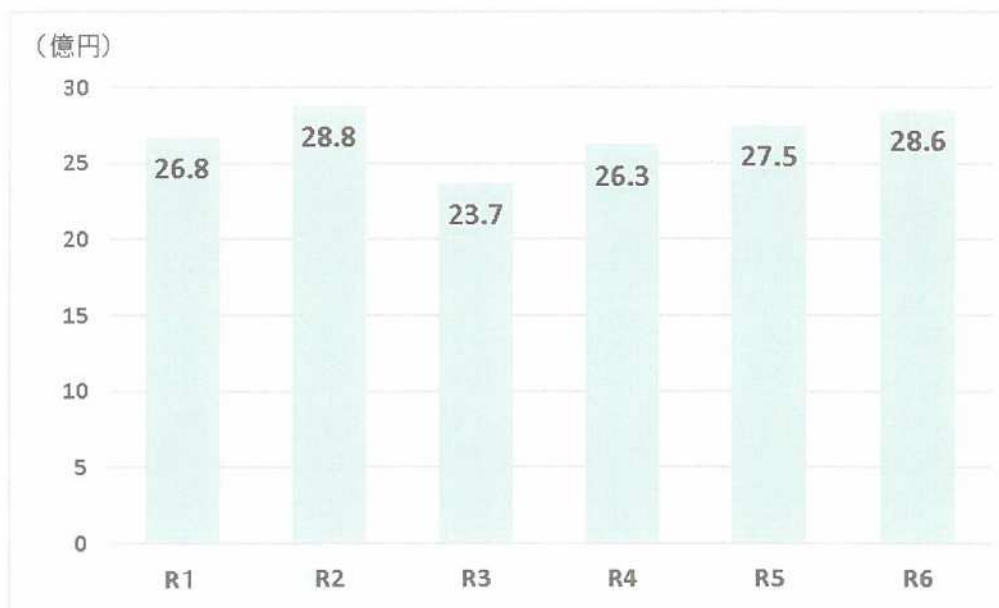
今後の経営見通し(有利子負債)



- ダム割賦負担金の返済がR3に終了。
- 企業債については、起債割合を抑制しているが、継続的に改良事業を実施していくため、起債額は依然として高い状況。

12

今後の経営見通し(資金残高)



- 令和3年度にダム割賦負担金の返済が終了し、資金残高はゆるやかに増加するが、引き続き、資金残高には留意が必要。

宇治系送水管路更新・耐震化事業の進捗

- ✓ 総延長75kmの府営水道送水管路は、約45kmが非耐震管で、うち宇治系管路の約12kmが法定耐用年数(40年)を超過した「経年管」であることから、老朽化更新とも整合を図りながら耐震化を進めている。
- ✓ 特に、宇治系管路は、設置年度が古く耐震性の低い継手や鋳鉄管を使用しており、耐震性があるダクトイル鋳鉄管への更新を、令和4年度の完成を目標に進めている。
- ✓ 宇治浄水場から久御山広域ポンプ場までの事業区間のうち宇治市街地工区のシールド工事が令和2年度中に完成見込みであり、既設管と接続可能な上流側の約2.2kmについては令和2年度末の一部供用開始に向け進めている。(城陽線は平成29年度末から供用開始済み)

<令和2年度事業>

- ・宇治市街地区間のシールド工事を完成させ、久御山接続区間の配管工事及び城陽線区間の旧管路撤去工事を継続施工する。

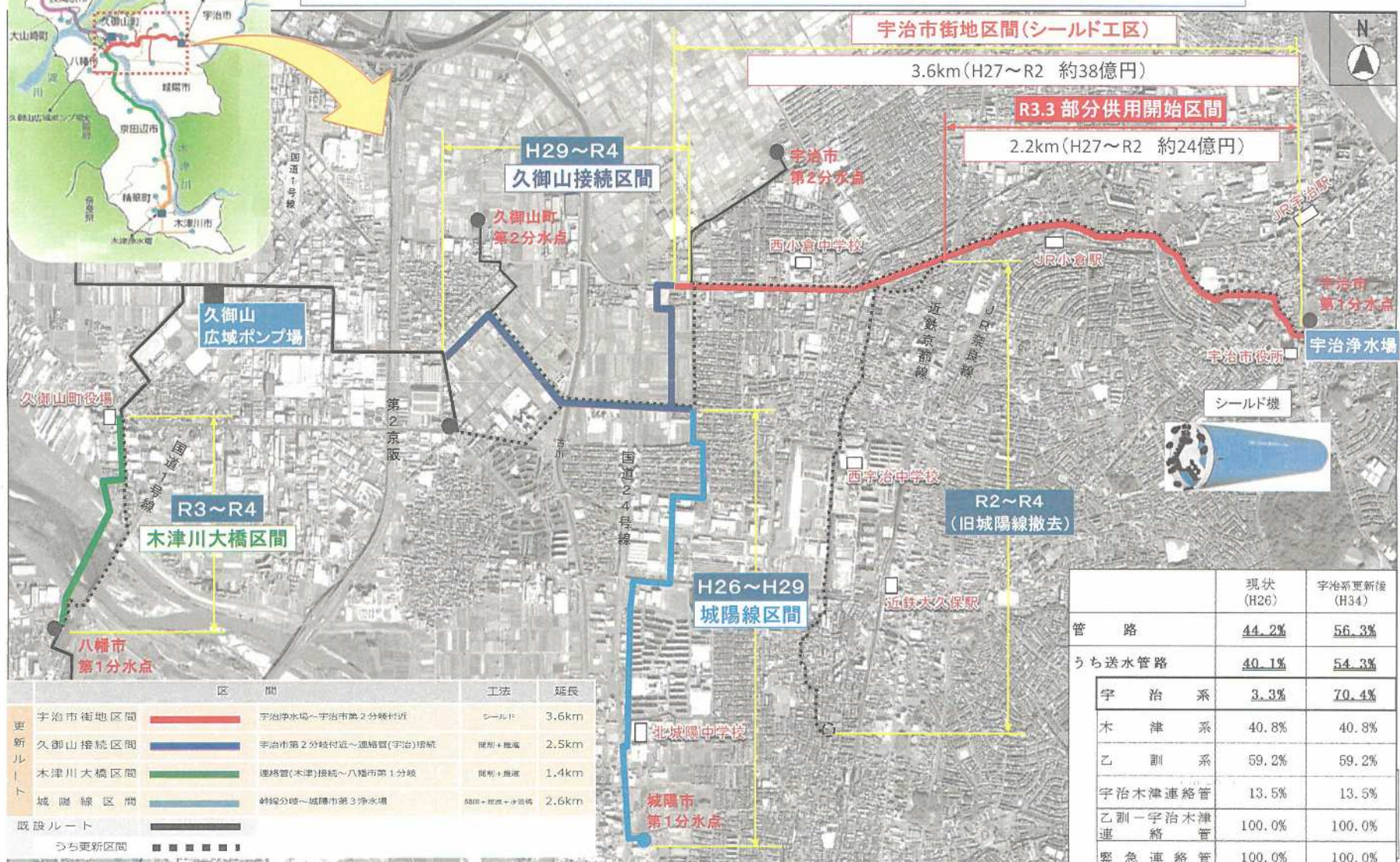
全体計画(H25~R4)	R1までの実績	R2計画
約90億円	約55.1億円	約4.4億円

※90億円には撤去費を含んでいます

区間	工法	延長	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
宇治市街地 宇治浄水場 ~ 宇治市第2分岐付近	シールド	3.6km			調査・設計等					工事	供用開始	
久御山接続 宇治市第2分岐付近 ~ 連絡管(宇治)接続	開削+推進	2.5km							調査・設計等	工事	撤去	供用開始
木津川大橋 連絡管(木津)接続 ~ 宇治市第2分岐付近	開削+推進	1.4km							調査・設計等		工事	撤去
城陽線 幹線分岐 ~ 城陽市第3浄水場	開削+推進+水管橋	2.6km			調査・設計等					工事	供用開始	撤去

宇治系送水管路更新・耐震化事業

耐震化延長約12km 事業期間H26~R4(予定) 総事業費約90億円



京都府営水道経営レポート
(改訂版)

令和 2 年 1 1 月
京都府府民環境部

目 次

1	はじめに	P 1
	(1) 事業概要	P 1
	(2) 経営レポートの改訂趣旨	P 1
2	水需要の動向	P 2
3	過去5年間の経営レポート計画値と実績値の比較	P 4
	(1) 収益的収支	P 4
	(2) 資本的収支	P 6
	(3) 令和元年度決算のキャッシュ・フローの状況	P 8
4	経営分析	P 9
	(1) 経営の健全性・効率性	P 9
	(2) 施設老朽化の状況	P 12
	(3) 総括	P 12
5	取組期間中の主な取組	P 12
	(1) 施設の耐震化及び老朽化対策等改良事業の取組	P 13
	(2) 経営基盤の強化に向けた取組	P 13
	(3) 経費抑制の取組	P 14
6	取組期間中の収支計画	P 16
	(1) 収益的収支	P 16
	(2) 資本的収支	P 18
	(3) 取組期間中のキャッシュ・フローの見込み	P 20
	(4) 取組期間中の課題	P 21
7	事後検証及び公表	P 22
8	まとめ	P 22

1 はじめに

(1) 事業概要

京都府では、市町の自己水源だけでは水道水の安定供給が困難な府南部地域の10市町（以下「受水市町」という。）が家庭や事業所に給水する水道事業に対し、水道水の供給を行う「京都府水道用水供給事業」（以下「府営水道」という。）を行っています。【資料1】

府営水道は、安心・安全な水道水を安定的に供給していくため、今後取り組むべき課題解決に向けた指針となる「京都府営水道ビジョン」（平成30年3月改定。以下「府営水道ビジョン」という。）に基づいて、施策や事業を推進しています。

また、そうした中、京都府営水道事業経営審議会（以下「審議会」という。）から令和元年12月に「持続可能な府営水道事業のあり方について」の答申（以下「第2次答申」という。）を受け、令和2年4月に料金改定を実施しました。

今回の料金改定においては、2カ年の経過措置期間を設けた上で、府営水道の長年の懸案であった3浄水場系の料金統一を実現しました。

本計画はこの料金統一を踏まえた経営計画となっています。

府営水道施設の概要

	宇治浄水場	木津浄水場	乙訓浄水場
所在地	宇治市宇治下居	木津川市吐師医王寺	京都市西京区御陵
取水地点	宇治市槇島町六石山 (天ヶ瀬ダム貯留水)	木津川市吐師 (木津川左岸)	京都市西京区嵐山元禄山町 (桂川右岸)
取水量	0.9 m ³ /秒	0.6 m ³ /秒	0.575 m ³ /秒
一日最大給水量	72,000 m ³ /日	48,000 m ³ /日	46,000 m ³ /日
給水開始年月	昭和39年12月	昭和52年10月	平成12年10月
給水区域 (受水市町)	宇治市、城陽市、向日市、長岡京市、八幡市、京田辺市、 木津川市（旧木津町の区域）、大山崎町、久御山町、精華町		

(2) 経営レポートの改訂趣旨

府営水道は府営水道事業の取組指針である府営水道ビジョンと、取組推進のための収支計画を補うものとして経営レポートを策定しています。

今回、平成27年4月から5年間の収支計画を定めた経営レポートの計画期間が満了したことから、府営水道ビジョンの取組期間（令和5年3月まで）の収支計画を補うものとして、過去5年間の経営状況及び今後5年間の経営計画をとりまとめたものでレポートを改訂します。

府営水道ビジョンの取組期間満了後には、新しい取組指針と収支計画からなる新・府営水道ビジョン（仮称）を策定する予定です。

	年度					
	R元	R2	R3	R4	R5	R6
(取組指針) 府営水道ビジョン(改訂版)(平成30年4月～)				→		
(収支計画) 経営レポート(平成27年4月～)	→					
経営レポート(改訂版)(今回)					-----→	
(取組指針・収支計画) 新・府営水道ビジョン(仮称)						→

2 水需要の動向

府営水道が受水市町へ供給する水量は、受水市町の自己水と府営水を合わせた全体の水需要に加えて、各受水市町の府営水への受水割合（計画）に大きく左右されます。府営水の受水割合（一日平均給水量）は、多いところで73%、少ないところで16%（いずれも令和元年度実績）と大きな差が生じています。

府営水の利用状況

(単位:m³/日)

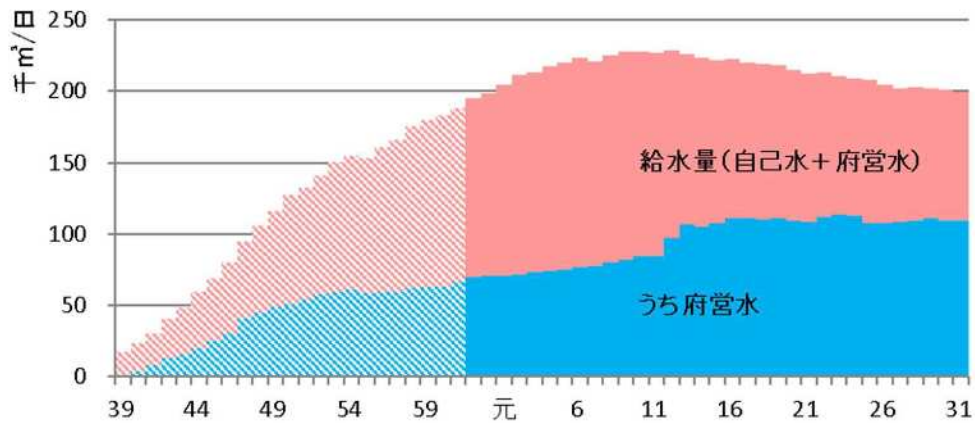
	建設負担水量	一日平均給水量 (R元実績)		一日最大給水量 ※ (R元実績)		府営水利用状況 (建設負担水量に 対する割合)	
		B1	うち府営水	B2	うち府営水	平均ベース b1/A	最大ベース b2/A
			b1		b2		
A	B1	b1	B2	b2	b1/A	b2/A	
宇治市	62,800	56,509	38,851 (69%)	61,326	43,084 (70%)	62%	69%
城陽市	14,100	21,501	3,499 (16%)	24,394	10,413 (43%)	25%	74%
八幡市	19,900	20,107	12,046 (60%)	22,962	14,846 (65%)	61%	75%
久御山町	11,200	7,343	3,837 (52%)	9,032	6,172 (68%)	34%	55%
京田辺市	12,500	21,422	9,658 (45%)	23,417	11,721 (50%)	77%	94%
木津川市	12,500	16,503	12,085 (73%)	17,743	13,356 (75%)	97%	107%
精華町	11,000	11,035	5,667 (51%)	12,215	6,885 (56%)	52%	63%
向日市	12,700	15,791	7,631 (48%)	17,146	9,446 (55%)	60%	74%
長岡京市	26,000	24,742	13,504 (55%)	27,189	16,201 (60%)	52%	62%
大山崎町	7,300	4,700	2,746 (58%)	5,181	4,474 (86%)	38%	61%
合計	190,000	199,653	109,524 (55%)	-	-	58%	-

※各受水市町の日最大給水量は発生日が違うため、合計していない。

※木津川市の給水量は旧木津町分を記載している。

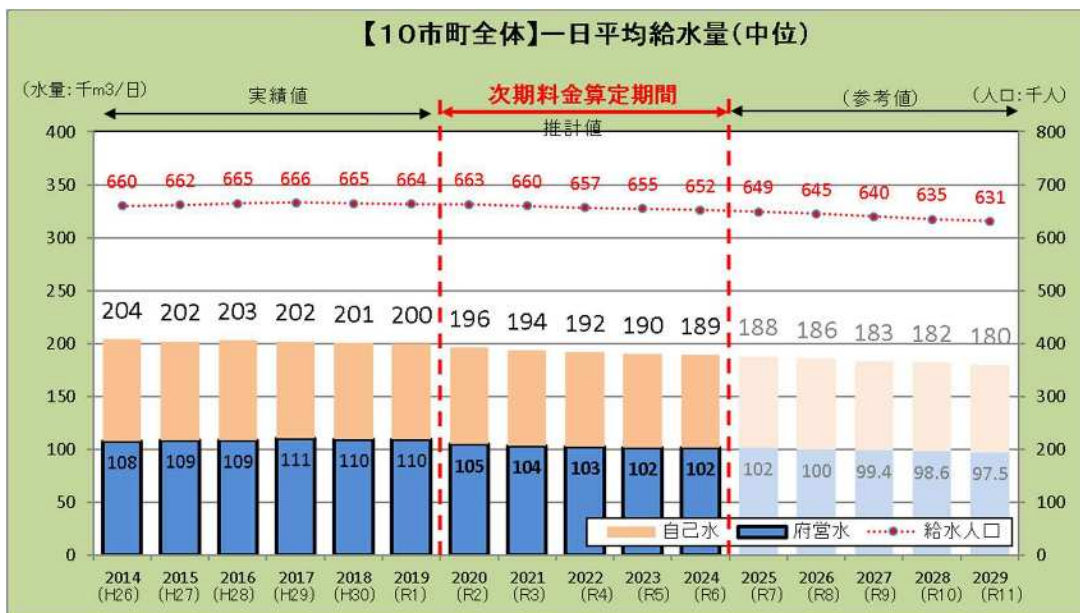
全体の水需要である府営水道給水エリアの総給水量は、給水人口の増加に伴い増加しましたが、平成12年度をピークに減少傾向が続いています。また、府営水道が受水市町へ供給する給水量は、平成23年度をピークに減少に転じています。

一日平均給水量の推移



令和2年4月の料金改定に当たり水需要予測を行いました。料金算定に用いた府営水の給水量は、令和6年度の時点で一日平均給水量約102,000m³/日(平成29年度実績約111,000 m³/日、△9,000m³/日、△8.1%)、料金算定期間5年間の合計は188,340,000 m³と見込んでいます。

料金算定期間 (R2-R6) の水需要推計結果



3 過去5年間の経営レポート計画値と実績値の比較

(1) 収益的収支

収益的収支は企業の経営活動に伴う収益とそれに対応する全ての費用を経理するもので、損益計算書の作成に対応するものです。

〔表1 収益的収支計画と実績の比較〕

(税抜き)

項目	計画値					合計(A)	平成27～令和元年度実績値合計(B)	差(B)-(A)
	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	平成31年度 (令和元年度) (2019年度)			
年間給水量	千m ³ 39,320	千m ³ 38,670	千m ³ 38,726	千m ³ 38,746	千m ³ 38,939	千m ³ 194,401	千m ³ 200,370	千m ³ 5,969
① 収益的収入	百万円 4,894	百万円 5,001	百万円 4,982	百万円 4,961	百万円 4,930	百万円 24,768	百万円 24,975	百万円 207
給水収益	4,345	4,483	4,484	4,485	4,499	22,296	22,399	103
他会計補助金	87	74	62	48	33	304	276	△ 28
その他	462	444	436	428	398	2,168	2,300	132
② 収益的支出	5,054	4,942	4,980	4,936	4,838	24,750	24,668	△ 82
人件費	468	463	428	477	500	2,336	2,403	67
維持管理費	1,006	850	905	858	862	4,481	4,623	142
ダム管理費	259	274	274	274	274	1,355	1,452	97
減価償却費	2,561	2,643	2,717	2,726	2,661	13,308	13,220	△ 88
支払利息	760	712	656	601	541	3,270	2,970	△ 300
③ 収益的収支差引 ①-②	△ 160	59	2	25	92	18	307	289

項目	計画値					令和元年度 実績値 (B)	差 (令和元年度) (B)-(A)
	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	平成31年度 (令和元年度) (2019年度) (A)		
累積欠損金	百万円 1,068	百万円 1,009	百万円 1,007	百万円 982	百万円 890	百万円 601	百万円 △ 289

(注)

- ・「その他」は長期前受金戻入、水質検査受託費等の合計額。
- ・「維持管理費」は、修繕費、薬品費、動力費、委託費等の合計額。
- ・「減価償却費」は、減価償却費及び資産減耗費の合計額。

① 収益的収入

計画期間中の供給水量予測(194,401千m³)と比べて実績が5,969千m³増加(+3.1%)となったことから、給水収益は計画値より103百万円増の22,399百万円となりました。

② 収益的支出

ア 人件費

人件費は、退職給付費の増加等により計画値より 67 百万円増(+2.8%)の 2,403 百万円となりました。

イ 維持管理費

維持管理費は、動力費、薬品費、修繕費、委託費等を合計した金額です。修繕費の増加等により、計画値より 142 百万円増(+3.2%)の 4,623 百万円となりました。

ウ ダム管理費

ダム管理費は、国や水資源機構が管理するダムの維持管理費のうち利水分に対する負担金であり、計画値より 97 百万円増(+7.2%)の 1,452 百万円となりました。

エ 減価償却費

減価償却費は、個別機器の老朽化状況を把握しながら更新時期を見直したこと等により計画値より 88 百万円減(▲0.7%)の 13,220 百万円となりました。

オ 支払利息

支払利息はダム割賦負担金の繰上償還実施により、計画値より 300 百万円減(▲9.2%)の 2,970 百万円となりました。

以上、減価償却費や支払利息の削減効果から、アからオの収益的支出については、計画値より合計で 82 百万円減(▲0.3%)の 24,668 百万円となりました。

③ 収益的収支差引

給水量の増加による収入増及び費用削減効果により令和元年度末の繰越欠損金は計画値より 289 百万円減の 601 百万円まで改善することができました。

(2) 資本的収支

資本的収支は企業の経営に要する施設の整備等の建設改良費と、これらの建設改良に要する資金としての企業債の収入や企業債元金償還金等について経理するもので、収入及び支出は貸借対照表の科目の増減に対応するものです。

[表2 資本的収支計画と実績の比較]

(税込み)

項目	計画値					合計(A)	平成27～令和元年度実績値合計(B)	差(B)-(A)
	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	平成31年度 (令和元年度) (2019年度)			
① 資本的収入	5,255	3,690	3,527	3,250	2,902	18,624	18,341	△ 283
企業債	3,620	2,692	2,841	2,558	2,378	14,089	12,418	△ 1,671
出資金	833	667	596	602	524	3,222	3,325	103
その他	802	331	90	90	0	1,313	1,000	△ 313
② 資本的支出	7,723	6,020	6,324	6,039	5,731	31,837	30,485	△ 1,352
改良事業費	4,259	2,899	3,319	3,006	2,632	16,115	13,823	△ 2,292
ダム割賦負担金	1,217	1,048	1,085	1,122	1,161	5,633	6,209	576
企業債償還金	1,807	1,913	1,920	1,911	1,938	9,489	9,836	347
その他	440	160	0	0	0	600	617	17
③ 資本的収支差引①-②	△ 2,468	△ 2,330	△ 2,797	△ 2,789	△ 2,829	△ 13,213	△ 12,144	1,069
補填財源								
消費税調整額	404	291	325	305	280	1,605	1,164	△ 441
損益勘定留保資金	2,064	2,039	2,472	2,484	2,549	11,608	10,980	△ 628

項目	計画値					令和元年度 実績値(B)	差 (B)-(A)
	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	平成31年度 (令和元年度) (2019年度) (A)		
④ 資金残高	3,015	2,789	2,350	1,938	1,500	2,675	1,175
⑤ 有利子負債残高	32,489	32,270	32,158	31,736	31,070	28,559	△ 2,511
企業債残高	26,442	27,221	28,142	28,789	29,229	27,202	△ 2,027
ダム割賦負担金残高	6,047	5,049	4,016	2,947	1,841	1,357	△ 484

① 資本的収入

企業債は、当該年度の改良事業費の財源として事業の状況に応じて借り入れるものであり、年度毎に変動します。

出資金は、総務省の繰出基準に基づく府の一般会計からの繰入金です。

その他は、補助金、長期借入金、雑収益を合計したものです。

② 資本的支出

改良事業費は、事業の進捗により変動があります。府営水道では、計画的な耐震・老朽化対策を講じている一方、個別機器の老朽化状況を把握しながら更新時期を見直した事等により減少しました。

水資源機構へのダム割賦負担金は、繰上償還実施により計画値より増加しました。

借入金の返済に当たる企業債償還金は、改良事業費の財源として多額の企業債を発行しているため増加しました。

③ 資本的収支差引

ダム割賦負担金と企業債償還金により多額の資本的収支不足額が発生しますが、現金支出を伴わない減価償却費等の損益勘定留保資金により補填されます。計画値と比べて 10.7 億円減少しました。

④ 資金残高

資金残高は令和元年度の計画値 15.0 億円より 11.8 億円増加しました。詳細は「4 経営分析」で後述しますが、流動比率においては、まだ厳しい状況です。

⑤ 有利子負債残高

有利子負債残高は、ダム割賦負担金残高の減少により、令和元年度の計画値 310.7 億円から 285.6 億円まで減少（△25.1 億円、△8.1%）しています。

(3) 令和元年度決算のキャッシュ・フローの状況

キャッシュ・フロー計算書は資金収支の性質ごとに業務・投資・財務の3つに区分して資金繰りの状況を明示するものです。

〔表3 令和元年度キャッシュ・フロー〕

項 目	資金の残高	解 説
業務活動によるキャッシュ・フロー	+22.8 億円	給水による収入や人件費や動力費等による支出など、業務活動を通しての現金の動き
投資活動によるキャッシュ・フロー	△16.9 億円	固定資産（施設整備等）の取得や売却などによる現金の動き
財務活動によるキャッシュ・フロー	+2.7 億円	企業債や一般会計からの借入・返済、出資金収入、ダム割賦負担金支出など、資金の調達及び返済による現金の動き
合 計	+8.5 億円	期首と期末の資金残高の増減を表す

※端数処理で合計金額が一致しないことがある。

業務活動によるキャッシュ・フローが 22.8 億円であることから、業務活動は順調です。投資活動によるキャッシュ・フローは改良事業費の支払いのため、マイナスになります。財務活動によるキャッシュ・フローでは借入れより返済が少なかったこと等によりプラスになりました。これは借入金が増加したことを示しています。業務活動及び財務活動によるキャッシュ・フローが、投資活動によるキャッシュ・フローを上回っているため、資金が前年度と比べ 8.5 億円増加しました。

4 経営分析

経営指標により業務の定量化を行い、経営状況の傾向について分析しました。

毎年度、国が公表する「経営比較分析表」（国が進める全国一律の指標を用いた分析表）の平成30年度決算値により、経営分析表において使用されている全国の用水供給事業者（66団体）平均値と比較・分析をした結果は以下のとおりです。なお、グラフ中の「◎高」「◎低」は、その指標の望ましい方向を示しています。

（1）経営の健全性・効率性

① 経常収支比率

建設改良計画に基づいて適切な時期に事業を実施することで費用の抑制を図る等、様々な経費削減努力を続けていますが、類似団体平均を下回っています。



○指標の意味、考え方等

給水収益や一般会計からの繰入金等の収益で、維持管理費や支払利息等の費用をどの程度賄えているかを表す指標です。

単年度の収支が黒字であることを示す100%以上となっていることが必要です。

$$\left[\frac{\text{経常収益}}{\text{経常費用}} \times 100 \text{ (\%)} \right]$$

② 累積欠損金比率

将来の費用負担軽減のために利水撤退したダムに係る減損損失等により多額の欠損金が生じましたが、回復傾向にあります。



○指標の意味、考え方等

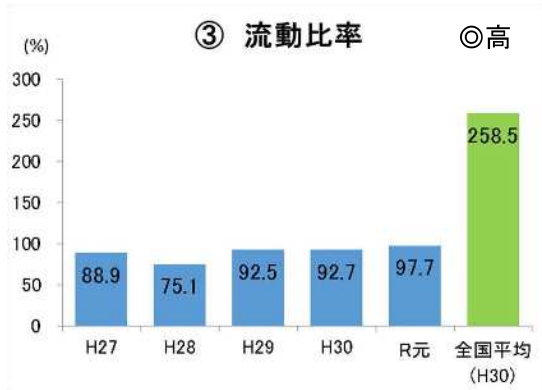
営業収益に対する累積欠損金（営業活動により生じた損失で、前年度からの繰越利益剰余金等でも補填することができず、複数年度にわたって累積した損失のこと）の状況を表す指標です。

累積欠損金が発生していないことを示す0%であることが求められます。

$$\left[\frac{\text{当年度未処理欠損金}}{\text{営業収益}-\text{受託工事収益}} \times 100 \text{ (\%)} \right]$$

④ 流動比率

毎年度企業債償還金が増加していることやダム割賦負担金の支払期間（23年）とダム使用权の減価償却期間（55年）とに差が生じていることにより資金回収が長期に亘ることから、類似団体平均よりも低くなっています。資金余力が低いため、資金繰りに細心の注意が必要な状況が続く見込みです。



○指標の意味、考え方等

短期的な債務に対する支払能力を示します。

1年以内に支払うべき債務に対して支払うことができる現金等がある状況を示す100%以上であることが必要です。

$$〔流動資産/流動負債 \times 100 \text{ (％)}〕$$

④ 企業債残高対給水収益比率

管路や施設の更新を実施する財源として多額の企業債を借り入れているため、類似団体平均よりも高くなっています。



○指標の意味、考え方等

給水収益に対する企業債残高の割合であり、企業債残高の規模を表す指標です。

$$〔企業債残高/給水収益 \times 100 \text{ (％)}〕$$

⑤ 料金回収率

平成27年度実施の料金改定により、平成29年度に100%を超えました。



○指標の意味、考え方等

給水に係る費用が、どの程度給水収益で賄えているかを表した指標です。

供給単価と給水原価との関係を見るものであり、料金回収率が100%を下回っている場合、給水に係る費用が給水収益以外の収入で賄われていることを意味します。

$$〔供給単価/給水原価 \times 100 \text{ (％)}〕$$

⑥ 給水原価

過去の水源開発に伴う負担額が大きかったことにより、給水原価が類似団体平均よりも高くなっています。



○指標の意味、考え方等

有収水量 1 m³ 当たりについて、どれだけの費用がかかっているかを表す指標です。

〔(経常費用-(受託工事費+材料及び不用品売却原価+附帯事業費)-長期前受金戻入)/年間総有収水量 (円/m³)〕

⑦ 施設利用率、⑧ 有収率

施設利用率は類似団体平均を上回り、有収率も良好な水準で、施設を効率的に稼働させている状況です。今後、水需要予測を基に、府営水道と受水市町全体のアセットマネジメントを実施し、より適正な施設規模について検討していきます。



○指標の意味、考え方等

一日配水能力に対する一日平均配水量の割合であり、施設の利用状況や適正規模を判断する指標です。

明確な数値基準はないと考えられるが、一般的には高い数値であることが望まれます。

〔一日平均配水量/一日配水能力×100 (%)〕



○指標の意味、考え方等

施設の稼働が収益につながっているかを判断する指標です。

100%に近ければ近いほど施設の稼働状況が収益に反映されていると言えます。

〔年間総有収水量/年間総配水量×100 (%)〕

(2) 施設老朽化の状況

①有形固定資産減価償却率は、老朽化施設を計画的に更新しているため類似団体平均よりも低くなっていますが、水道施設や管路の老朽化が進んでおり、償却率は上昇傾向にあります。

現在、宇治系送水管路更新・耐震化事業を令和4年度の完了に向けて進めており、完了すると②管路経年化率に反映される見込みです。



○指標の意味、考え方等

有形固定資産のうち償却対象資産の減価償却がどの程度進んでいるかを表す指標で、資産の老朽化度合を示しています。

数値が高いほど、法定耐用年数に近い資産が多いことを示しており、将来の施設の更新等の必要性を推測することができます。

〔有形固定資産減価償却累計額/有形固定資産のうち償却資産の帳簿原価×100 (%)〕



○指標の意味、考え方等

法定耐用年数を超えた管路延長の割合を表す指標で、管路の老朽化度合を示しています。

〔法定耐用年数を経過した管路延長/管路延長×100 (%)〕

(3) 総括

府営水道は、施設利用率や有収率は良好な水準となっていますが、流動比率や企業債残高対給水収益比率等の財務指標においては類似団体平均を下回る状況です。経営上の主な課題は、資金余力が低く、資金繰りが苦しい状況が続いていることです。

改定前の経営レポートでは、累積欠損金の削減や有利子負債残高の削減に向けた平成31年度目標値を設定していましたが、下記の通り、その目標は達成できている状況です。

	目標	実績	達成状況
累積欠損金	7億円以下	6.0億円	達成
有利子負債残高	300億円以下	285.6億円	

5 取組期間中の主な取組

府営水道は、府営水道ビジョンで示された取組方策や現行の料金算定期間の改良事業計画、また第2次答申で示された課題の解決に向け、本レポートの取組期間中（令和2年度～6年度）に以下の取組を実施していきます。

（1）施設の耐震化及び老朽化対策等改良事業の取組

ア 施設更新事業

府営水道は、これまでの施設拡張の時代から維持管理の時代に移行する中で、設備毎に更新基準年数を設定し、設備機器の点検、修繕、オーバーホールを実施してきたことにより、できる限り延命を図ってきました。今後、法定耐用年数を超過した資産が相当な割合にのぼることから、浄水場施設や管路の更新需要の平準化を行い、計画的に老朽化対策を行います。

イ 送水管路更新・耐震化事業

管路の耐震化では、通常、耐震継手管への布設替えとなり、多額の費用と長期の事業期間が必要であるため、老朽化更新とも整合を図りながら耐震化を図ります。

総延長 76km の送水管路は、43km が非耐震管で、うち 17km が 40 年の法定耐用年数を超過した「経年管」となっています。

特に、宇治系管路は設置年度が古く、耐震性が低い管を使用しているため、耐震化を令和4年度までに完了させていきます。これにより、令和元年度では 43%であった送水管路耐震化率が、令和4年度に 54%となります。

また、宇治系管路更新の完了に引き続き、液状化の可能性が高い地盤が多く、耐震性が比較的低く、経年管となっている木津系管路更新に着手します。

ウ 電源喪失への対策

大規模災害時に長時間かつ広域で停電した場合でも電源喪失による機能の停止を回避するため、乙訓浄水場への自家発電設備整備を完了します。

（2）経営基盤の強化に向けた取組

ア 累積欠損金の削減

府営水道は、令和元年度決算で 6.0 億円の累積欠損金を抱えています。また、今回の料金改定において、未利用水源費は料金算定に含めず、受水市町へ負担を求めないこととしたため、これに係る特別損失 90.0 億円を計上することとなり、令和2年度決算においては、これまでの累積欠損金も含め、93.5 億円の累積欠損金が見込まれます。今後、更なる経費削減努力により改善を図ることが必要になりますが、多額の累積欠損金をどのように取り扱うかは、今期の経営課題の一つです。

イ 有利子負債残高の削減への取組

施設設備の更新及び耐震化に係る改良事業の増加により、その財源として毎年度多額の企業債による借入が必要となってきます。

今回の料金改定においては、今後の更新投資等に備えるため、料金算定期間中の建設改良費の1割程度を目安に資産維持費を算入しました。この財源を活かした新規企業債発行の抑制により、負債残高を削減していきます。

(3) 経費抑制の取組

収益的支出のうち、最も大きなウエイトを占める減価償却費は、個別機器の機能診断等により老朽化状況を把握しながら、建設改良計画に基づいて適切な時期に事業を実施することで費用の増加を抑制します。また、施設の長寿命化を重視した設備診断等の点検を行い、修繕周期の延伸を図る等、より効率的に修繕を実施します。

また、引き続き、ダム割賦負担金の繰上償還を行い、支払利息を軽減します。

計画期間(令和2年度から令和6年度)の主要事業

改 良	事業費 (百万円,税込)	事業内容
宇治浄水場	3,503	
機械設備	2,867	活性炭処理設備の更新等
計装設備	270	計測設備の更新等
その他	366	建築付帯設備の更新等
木津浄水場	2,029	
機械設備	1,668	ろ過池機械設備の更新等
計装設備	274	遠方監視制御設備の更新等
その他	87	建築付帯設備の更新等
乙訓浄水場	1,768	
機械設備	139	老朽化設備の更新等
電気設備	516	自家発電設備の整備等
計装設備	532	中央監視制御設備の更新等
その他	581	インクライン設備の更新等
共通施設	520	水質分析機器の更新等
管路	5,341	
宇治系	3,425	老朽管路の更新・耐震化 内、撤去費1062は本文収支計画の「減価償却費」に含む
木津系	1,916	老朽管路の更新・耐震化
合計	13,161	

修 繕	事業費 (百万円,税込)	事業内容
宇治浄水場	891	機器のオーバーホール、修繕、長寿命化等
木津浄水場	429	
乙訓浄水場	374	
その他	242	
合計	1,936	

6 取組期間中の収支計画

府営水道の事業運営の指針である府営水道ビジョンの事業計画と現行料金算定期間の改良事業計画との整合性を図り、経営の健全性を維持し、安定した経営を行うために、以下のとおり収支計画を作成しました。本計画は令和2年4月1日時点の実績、予算で作成しています。

(1) 収益的収支

[表4 収益的収支の計画]

(税抜き)

項目	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	合計
年間給水量	千m ³ 38,325	千m ³ 37,960	千m ³ 37,595	千m ³ 37,230	千m ³ 37,230	千m ³ 188,340
① 収益的収入	百万円 4,908	百万円 5,092	百万円 5,179	百万円 5,163	百万円 5,161	百万円 25,503
給水収益	4,514	4,740	4,867	4,857	4,857	23,835
他会計補助金	15	6	0	0	0	21
その他	379	346	312	306	304	1,647
② 収益的支出	13,654	5,011	4,836	4,882	5,097	33,480
人件費	494	530	530	530	530	2,614
維持管理費	1,041	1,077	1,005	1,029	1,123	5,275
ダム管理費	286	320	323	337	347	1,613
減価償却費	2,466	2,646	2,579	2,592	2,701	12,984
支払利息	370	438	399	394	396	1,997
特別損失	8,997	0	0	0	0	8,997
③ 収益的収支差引 ①-②	△ 8,746	81	343	281	64	△ 7,977

項目	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
累積欠損金	△ 9,347	△ 9,267	△ 8,924	△ 8,642	△ 8,578

(注)

- ・「その他」は、長期前受金戻入、水質検査受託費等の合計額。
- ・「維持管理費」は、修繕費、薬品費、動力費、委託費等の合計額。
- ・「減価償却費」は、減価償却費及び資産減耗費の合計額。

① 収益的収入

給水収益の算定には令和2年4月の料金改定後の単価と、料金算定の際に用いた供給水量を使用しています。

また、今回の料金改定において実施した、2か年の経過措置による給水収益の減少も見込んでいます。

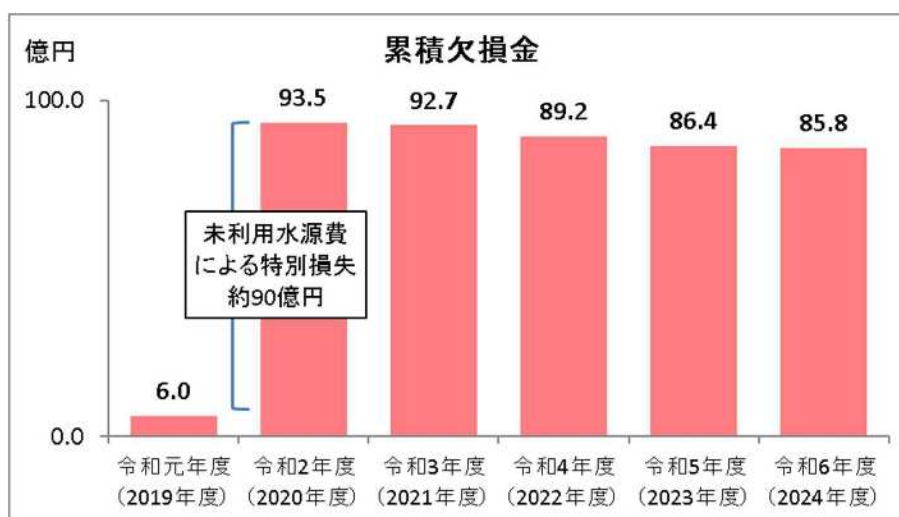
経過措置実施による給水収益の減少分については、一般会計からの資金貸付を活用し、資金不足に対応していきます。

② 収益的支出

収益的支出は第2次答申で見込んだ費用を基に作成しています。

維持管理費のうち修繕費は、料金算定期間の5年間で修繕引当金を5億円活用して、支出を抑えています。

特別損失については、令和2年度の料金改定に際し、未利用水源費を料金算定に含めないとの第2次答申を受けて、取得済みの未利用水利権を、帳簿上清算するためのもので、令和2年度に90.0億円を計上しています。



③ 収益的収支差引

令和2年度は、特別損失の計上により多額の赤字を見込んでいますが、令和3年度以降は、料金に資産維持費を算入したこと等により黒字を維持できる見込みです。

また、不確定要素として、企業債の発行利率、物価、電気料金の動向などがあるほか、水需要の減少により料金算定に用いた供給水量より実供給水量が減少する場合、給水収益が減少するおそれもあります。

(2) 資本的収支

[表5 資本的収支の計画]

(税込み)

項目	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	合計
	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円
① 資本的収入	3,454	2,367	1,762	1,992	1,753	11,328
企業債	2,752	1,885	1,762	1,992	1,753	10,144
出資金	617	363	0	0	0	980
その他	85	119	0	0	0	204
② 資本的支出	5,677	5,416	4,249	4,650	4,341	24,333
改良事業費	2,772	3,095	2,574	2,921	2,571	13,933
ダム割賦負担金	840	517	0	0	0	1,357
企業債償還金	2,025	1,804	1,675	1,729	1,770	9,003
その他	40	0	0	0	0	40
③ 資本的収支差引 ①-②	△ 2,223	△ 3,049	△ 2,487	△ 2,658	△ 2,588	△ 13,005
補填財源						
消費税調整額	327	328	234	266	234	1,389
損益勘定留保資金	1,896	2,721	2,253	2,392	2,354	11,616

④ 資金残高	2,883	2,368	2,625	2,750	2,857	—
--------	-------	-------	-------	-------	-------	---

⑤ 有利子負債残高	28,445	28,009	28,097	28,360	28,343	—
企業債残高	27,928	28,009	28,097	28,360	28,343	—
ダム割賦負担金残高	517	0	0	0	0	—

① 資本的収入

企業債は改良事業の財源を確保するための収入であり、資金残高が少ないため、新たな企業債を借り入れますが、本計画期間では、資産維持費の活用により、新規企業債発行額を企業債償還金とダム割賦負担金の合計額よりも抑制するため、有利子負債残高は減少します。

出資金は、天ヶ瀬ダム再開事業の建設負担金及びダム割賦負担金に対する、総務省の繰出基準に基づく府一般会計からの繰入金であるため、令和3年度の事業終了により、令和4年以降は0となります。

② 資本的支出

改良事業費は、宇治系送水管路の更新・耐震化、木津系送水管路の更新・耐震化、宇治浄水場高度処理施設の老朽化施設更新等の実施に係る費用であり、事業の進捗によって年度毎に変動します。

有利子負債であるダム割賦負担金は令和3年度で返済終了となります。企業債残高は同水準での推移となり、6年度の有利子負債残高 283.4 億円は、同年度給水収益 48.6 億円の約 580%に相当する規模です。

③ 資本的収支差引

資本的収支不足額は、収益的収支の黒字や減価償却費等の損益勘定留保資金により補填されます。取組期間中は前期（H27～R 元）と同程度の資本的収支差引赤字が見込まれていますが、資産維持費の活用による企業債借入抑制のためであり、資金残高の大幅な減少は抑えられる見通しです。

④ 資金残高

資金残高は令和3年度に 23.7 億円まで減少しますが、ダム割賦負担金の返済が令和3年度に終了するため、その後緩やかに回復します。令和6年度には 28.6 億円まで増加する見込みですが、引き続き資金繰りには留意が必要です。



⑤ 有利子負債残高

有利子負債残高は、ダム割賦負担金が令和3年度で返済終了するため、令和2年度 285 億円から令和6年度 283 億円と 2 億円程減少する見込みですが、新たな企業債を発行するため、依然として経営を圧迫する大きな要因となります。



(3) 取組期間中のキャッシュ・フローの見込み

[表6 取組期間中のキャッシュ・フロー計画]

項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
業務活動による キャッシュ・フロー	21.1億円	22.2億円	25.1億円	25.2億円	24.6億円
投資活動による キャッシュ・フロー	△24.0億円	△26.6億円	△23.4億円	△26.6億円	△23.4億円
財務活動による キャッシュ・フロー	5.0億円	△0.7億円	0.9億円	2.6億円	△0.2億円
合計	2.1億円	△5.1億円	2.6億円	1.2億円	1.1億円

※端数処理により合計が一致しないことがある。

令和2年度から令和6年度までのキャッシュ・フローでは、順調な業務活動を見込んでいることから、業務活動によるキャッシュ・フローはプラスです。投資活動によるキャッシュ・フローでは、改良事業の実施により多額の資金が流出しマイナスとなります。財務活動によるキャッシュ・フローでは改良事業の財源として、新たな借入を計上します。企業債の新規借入及び出資金による収入が過去からの借入金の返済額を上回る計画をしているため、プラスとなる傾向です。

投資活動によるキャッシュ・フローのマイナスが、財務活動によるキャッシュ・フローや業務活動によるキャッシュ・フローのプラスの範囲内に収まっていることから、期間中の資金は増加します。

(4) 取組期間中の課題

ア 累積欠損金の処理（減資）

令和2年度末に93.5億円の累積欠損金が発生し、令和6年度末までに順次減少が見込まれているものの、86億円の累積欠損金が見込まれています。

累積欠損金については、これまで長期にわたり府民負担を軽減してきたことに伴い発生したものであり、第2次答申での御意見も踏まえ、今後の料金算定において、累積欠損金を解消するための費用を含めないことを明確にする観点からも、府民や議会の理解を得ながら、減資による解消について検討していきます。

イ 経営目標の設定

第2次答申においても、中長期の経営目標を設定し進捗管理をしていくことが有用とされています。引き続き、

- ・安定的に事業運営を行える資金を確保（資金残高の確保）
- ・中長期的に企業債残高を抑制（有利子負債残高の削減）
- ・健全な収支バランスを維持（収益的収支の黒字を維持）

を目標にしていきます。

ウ 府営水道と受水市町の連携

第2次答申では、「府営水道と受水市町全体の施設の規模や配置の適正化は水道施設の効率的な利用による給水原価の上昇抑制ひいては水道の基盤強化に資するものである」と言及されていることから、水道事業の将来について、危機感を共有し、地域の水道事業を守るという共通の目的のもと、受水市町との連携を一層深め、広域連携・広域化をはじめ、経営基盤強化に向けた取組を進めていきます。

7 事後検証及び公表

府営水道の経営状況や取組については、審議会において検証するとともに、その結果は、毎年度の予算とも連動させながら、次年度の当初予算等に反映します。

また、本レポートと検証結果は京都府のホームページに公表します。特に経営情報については、類似団体のデータと比較するなど、府民が理解・評価しやすいように工夫して公表します。

8 まとめ

府営水道は、これまで厳しい経済環境の中で、府民生活に欠かすことのできない水を安心・安全に供給し、その際、できる限り府民負担の軽減を図るように努力を重ねてきました。

水道事業を取り巻く環境が厳しさを増す中で、将来にわたり府営水道が用水供給事業者として、府民に安心・安全な水を安定して供給していくためには、経営基盤の強化を図り、健全な経営が確保されることが不可欠です。

府営水道の経営状況は、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に規定する資金の不足額はこれまで発生していませんが、資金残高が少なく、資金繰りに留意が必要である状況が続くことから、今後とも、自らの経営・財務等の状況を的確に把握・分析し、経営の見通しを立てることで、将来を見据えた安定した健全な経営に努めます。

また、詳しい経営状況を積極的に公表し、府民や受水市町に対して、府営水道の抱える経営上の課題について意識を共有してもらえるよう努めます。

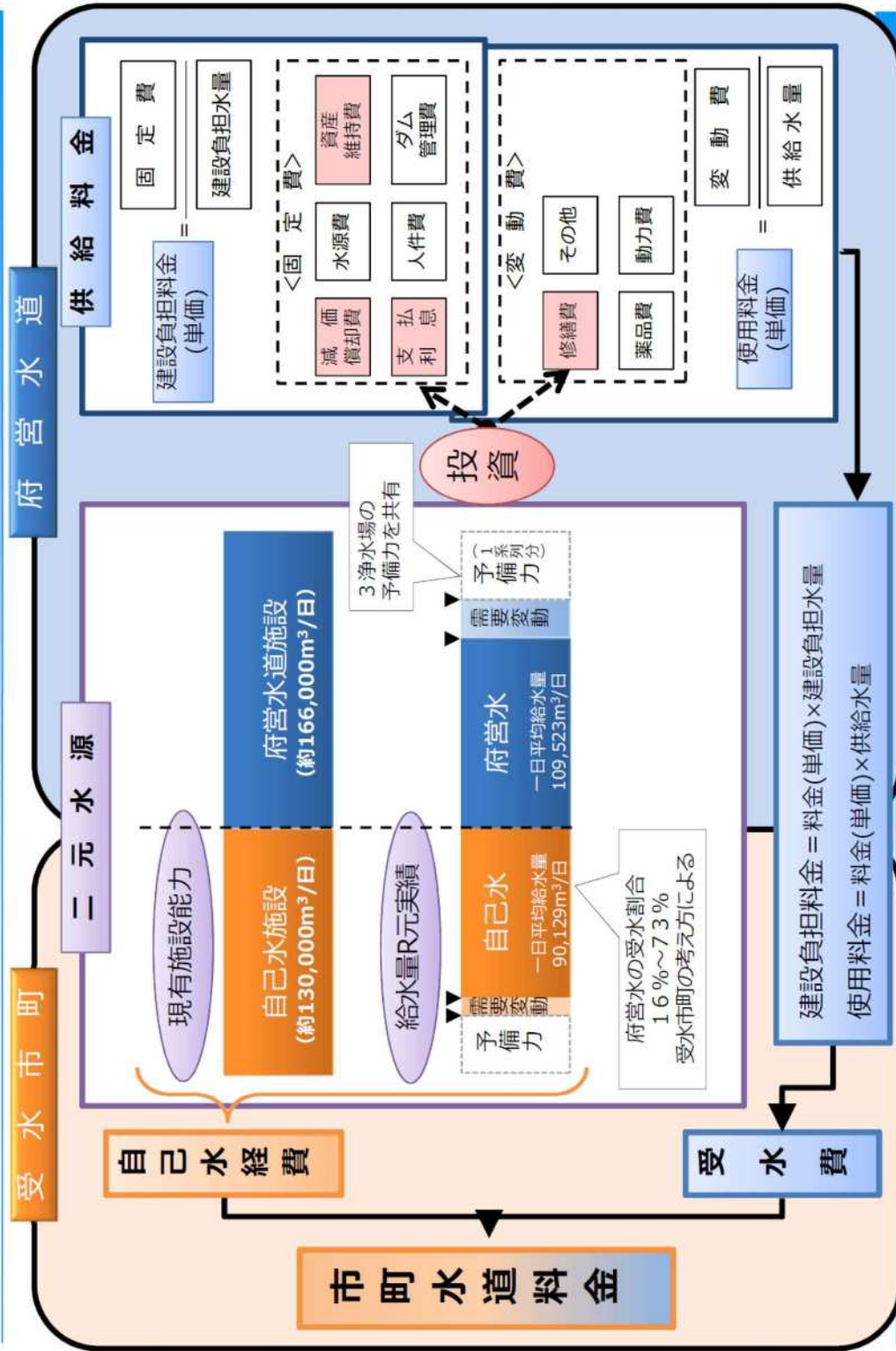
これからの水需要減少や更新費用の増加は、府営水道のみならず、受水市町においても共通の課題であり、こうした厳しい経営環境に対応していくには、第2次答申でも指摘されている通り、府営水道と受水市町が一体となって取り組んでいくことが不可欠です。

令和4年度に策定予定の「新・府営水道ビジョン（仮称）」では、受水市町とも議論を重ね、連携を一層強化し、ともに経営基盤の強化が図られるような府営水道のあり方について取りまとめていきます。

引き続き職員が一丸となって、府営水道ビジョンや本レポートにおける取組の着実な実施により、効率的な運営に努めていくとともに、府民にとって欠くことのできない重要なライフラインである府営水道の安心・安全な給水体制を確保していきます。

府営水道と受水市町関係（施設能力、供給状況、費用構成）

資料1



○京都府公営企業の設置等に関する条例（抜粋）

昭和41年12月27日

京都府条例第43号

（組織）

第3条 法第7条ただし書の規定により公営企業に管理者を置かないものとする。

2 法第14条の規定により公営企業の管理者の権限に属する事務を処理させるため、府民環境部及び建設交通部並びに京都府営水道事業経営審議会（以下「府営水道審議会」という。）及び京都府流域下水道事業経営審議会（以下「流域下水道審議会」という。）を置く。

（府営水道審議会）

第4条 府営水道審議会は、知事（公営企業の管理者の権限を行う知事をいう。以下同じ。）の諮問に応じ、供給料金その他の水道事業の経営等に関する重要事項について調査審議する。

2 府営水道審議会は、調査審議のため必要があるときは、水道用水の供給を受けている市町から意見を聴くことができる。

3 府営水道審議会は、委員20人以内で組織する。

4 府営水道審議会において、専門の事項を調査審議するために必要があるときは、前項の規定にかかわらず、専門委員を置くことができる。

5 委員及び専門委員は、学識経験を有する者その他適当と思われる者のうちから、知事が任命する。

6 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

7 前各項に定めるもののほか、府営水道審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、法第10条に規定する企業管理規程で定める。

第5条～第8条 （略）

附 則 （略）

附 則（平成31年条例第4号）抄

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から起算して1月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

（平成31年規則第22号で平成31年4月1日から施行）

○京都府公営企業の組織等に関する規程（抜粋）

昭和 39 年 4 月 1 日
京都府公営企業管理規程第 1 号

（趣旨）

第 1 条 この規程は、京都府公営企業の設置等に関する条例（昭和 41 年京都府条例第 43 号）第 3 条第 2 項に規定する府民環境部及び建設交通部並びに京都府営水道事業経営審議会及び京都府流域下水道事業経営審議会の組織等に関し必要な事項を定めるものとする。

第 2 条～第 27 条 （略）

（京都府営水道事業経営審議会の会長及び副会長）

第 28 条 京都府営水道事業経営審議会（以下この章において「審議会」という。）に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、それぞれ委員が互選する。
- 3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（審議会の会議）

第 29 条 審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、議事を開き議決を行うことができない。
- 3 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（審議会の部会）

第 30 条 審議会に、専門の事項を調査審議するため、部会を置くことができる。

- 2 部会は、委員及び専門委員をもつて組織する。
- 3 部会に属する委員及び専門委員は、会長が指名する。
- 4 部会に部会長を置き、部会に属する委員及び専門委員の互選によりこれを定める。
- 5 部会長は、部会の会務を掌理する。
- 6 前条の規定は、部会について準用する。この場合において、同条中「審議会」とあるのは「部会」と、「会長」とあるのは「部会長」と、「委員」とあるのは「委員及び専門委員」と読み替えるものとする。

（意見の聴取）

第 31 条 審議会及び部会は、調査審議のため必要があるときは、関係者等の出席を求め意見を聴くことができる。

（審議会の庶務）

第 32 条 審議会の庶務は、部において処理する。

（会長への委任）

第 33 条 この規程に定めるもののほか、審議会の運営に必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則（平成 31 年企管規程第 4 号）

この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。